

公益信託前田清栄老人福祉基金
令和 8 年度 助成先募集要項

1.助成対象者

兵庫県内に所在する老人福祉法第 5 条の三に規定する下記の (1) ~ (4) 施設と老人福祉法第 5 条の二に規定する下記の (5) ~ (6) 施設のうち、「社会福祉法人」および「特定非営利活動法人」の運営する次の施設とする。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム
- (4) 老人デイサービスセンター
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型老人共同生活介護事業所

※ただし、次の法人・施設は対象外とする。

- ①要望した施設の前年度決算における繰越金が 5 億円を超える場合
- ②過去 5 年間に本助成を受けた法人

※申請は、1 法人 1 施設とする。

※既に完了した事業については対象外とする。

2.助成の内容

老人福祉施設の設備および備品拡充に対する助成金の給付。

3.助成金額等

- (1) 1 施設につき 100 万円以内で、かつ介護保険事業実施施設は総費用の 4 分の 3 以内、その他の施設は総費用の 5 分の 4 以内とする。
- (2) 助成金総額は 1,000 万円程度とする。

4.給付予定時期 令和 8 年 9 月 下旬

※原則、助成決定通知後に事業を実施し、年度内に事業を完了すること。

【裏面へ】

5.応募方法

「助成金申請書」に所要事項を記入し、「見積書」等の書類を添えて後記 8. の兵庫県共同募金会へ提出する。併せて、「助成金申請書」についてはワード形式で後記 8.のメールアドレスへ必ずメールでも送信をする。

6.提出期限 令和 8 年 6 月 26 日（金） 必 着

7.選考と採用

- (1) 提出された「助成金申請書」に基づき当基金の運営委員会にて厳正に審査・選考を行ったうえ、9 月中に結果を書面にて通知する。
- (2) 収支の規模や、繰越金の状況なども審査の判断基準とします。
- (3) 必ずしもご要望にお応え出来ない場合もあります。
※なお、不採択の場合も申請書類は返却しません。

8.書類の提出先および照会先

〒651-0062

神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
社会福祉法人 兵庫県共同募金会

TEL 078-242-4624

E-Mail : info@akaihane-hyogo.or.jp

9.基金事務局

〒164-0001

東京都中野区中野 3-36-16

三菱 UFJ 信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課

TEL : 0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX : 03-5328-0586